

第三十五条 法第四十九条第一項に規定する政令で定める人数は、六人とする。

第三十六条 第一項中「第六号」を「第八号」に改め、「経営計画」の下に「実施計画を加え、同項第一号中「法」を「の提出、法第三十四条の十第一項の規定による実施計画の提出又は法一に改め、「又は法附則第十六条第一項の規定による特別経営強化計画」を削り、同項第二号中「又は」を「若しくは」に「提出」を「提出又は法第三十四条の十第一項の規定による変更後の実施計画の提出」に改め、同項第四号中「含む」又は「を」を含む」に「の」を「」又は第三十四条の十の二」に改め、同項第七号及び第八号を次のように改める。

- 七 法第三十四条の十五第二項（同条第六項において準用する場合を含む）又は附則第十八条第二項若しくは第十九条第二項の規定による報告
八 法附則第十六条第一項の規定による特別経営強化計画の提出又は法附則第十七条第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出
第三十六条第二項中「まで」の下に「第六号及び第八号」を加え、同項第三号中「又は」を「第三十四条の十二又は」に改め、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

- 五 法第三十四条の十第三項の規定による認定
六 法第三十四条の十一第一項の規定による認定
七 法第三十四条の十三第一項の規定による認定の取消し
第三十八条 次の十第一項の規定による実施計画の受理
六 法第三十四条の十第三項の規定による認定
七 法第三十四条の十三第一項の規定による認定の取消し
第三十九条 中「第五十七条第二項」を「第五十七条第一項」に、「」又は「」を「」、第三十四条の十二又は」に改める。

第二十条（金融機能強化審査会令の一部改正）
金融機能強化審査会令（平成十六年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。
附則
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉
財務大臣臨時代理 加藤 勝信
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
令和三年七月九日
内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百二号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一條及び第二十條の規定に基づき、この政令を制定する。
臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第八條の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰採取する行為
第八條の二に次の一号を加える。
七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

附則
（施行期日）
この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

- 1 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置
（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八條の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。）
2 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうち、附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。
（罰則に関する経過措置）
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
令和三年七月九日
内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令
内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。
臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「シャント」の下に「、表在化された動脈若しくは表在静脈」を加える。
附則
（施行期日）
この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

- 1 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者等に関する経過措置
（令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く）を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。）
2 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうち、附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。
（罰則に関する経過措置）
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉